標柱二号から三四〇度二五分二六秒
三九・五九四メートルの地点　三号
標柱三号から二九〇度二九分四三秒
一一五・三二八メートルの地点　四号
標柱四号から二九度一五分五一秒
二四・七〇五メートルの地点　五号
標柱五号から六三度四七分二〇秒
六七・八五四メートルの地点　六号
標柱六号から九七度二三分三五秒
二七・七二二メートルの地点　七号
標柱七号から一四〇度二七分五〇秒
七〇・五九四メートルの地点　八号
標柱八号から一八七度五一分〇六秒
三二・五〇二メートルの地点　九号
標柱九号から一五九度四五分四一秒
五三・二二九メートルの地点　十号

二　梨子沢

長野県木曽郡南木曽町読書三七五七番二内四等三角点読書小学校を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号から二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から六八度二八分二〇秒
四八三・三四四メートルの地点　一号
標柱一号から七二度五四分五四秒
四八・七四六メートルの地点　二号
標柱二号から二五度二三分五五秒
二一・九七〇メートルの地点　三号
標柱三号から八四度五二分〇六秒
一九・三六二メートルの地点　四号
標柱四号から一三二度〇五分一二秒
二三・七二四メートルの地点　五号
標柱五号から八三度〇〇分四二秒
二〇・五六五メートルの地点　六号
標柱六号から九六度〇一分〇九秒
六八・八六四メートルの地点　七号
標柱七号から一一八度五二分五〇秒
三三・一五七メートルの地点　八号
標柱八号から四七度二一分四三秒
一二・四八七メートルの地点　九号
標柱九号から一〇度三九分一一秒
二七・〇五四メートルの地点　十号
標柱十号から二〇〇度二九分三一秒
一五・八八六メートルの地点　十一号
標柱十一号から一二五度五六分三四秒
一四・五四九メートルの地点　十二号
標柱十二号から一七四度〇五分四四秒
八・五八五メートルの地点　十三号
標柱十三号から一二七度五五分五四秒
八七・八四五メートルの地点　十四号
標柱十四号から八二度〇三分二五秒
一八・四一〇メートルの地点　十五号
標柱十五号から一八〇度五六分一三秒
一九・六八八メートルの地点　十六号
標柱十六号から一二一度一八分二〇秒
二九・六一五メートルの地点　十七号
標柱十七号から二二五度二三分五八秒
六九・六〇七メートルの地点　十八号
標柱十八号から三一〇度一三分一八秒
一一八・一三七メートルの地点　十九号
標柱十九号から二九二度一〇分五五秒
一四・六一三メートルの地点　二十号
標柱二十号から二一六度〇四分一一秒
五八・五四二メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から二八二度三六分四六秒
二四・三二七メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から三四〇度五〇分四八秒
一四・七三一メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から四〇度五三分〇一秒
五二・五八九メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から二九二度一〇分五三秒
二五・九一九メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から二六六度〇一分五六秒
八八・二四五メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から二八七度五四分一七秒
三四・七五九メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から二五八度五三分〇八秒
一六・〇九七メートルの地点　二十八号

○気象庁告示第八号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月二十一日

気象庁長官　羽鳥　光彦

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明者の氏名又は名称	型式証明をした日
第12505号	転倒ます型雨量計の感部 T—501S	東京都中央区日本橋本町1丁目8番3号	大田商事株式会社	平成24年12月5日

国会事項

参議院

報告書受領

十二月十八日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくハイチ国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。

また、同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくハイチ国際平和協力業務の実施の状況の報告を受領した。

人事異動

内閣

（農林水産省経営局金融調整課長）農林水産事務官　村井　正親
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる
（内閣府大臣官房参事官（政府広報室））内閣府事務官　植村　悌明
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））に併任する
（同）同　平野　統三
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））の併任を解除する
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　川合　靖洋
農林水産省に出向させる（以上十二月十七日）

農林水産省

（東海農政局次長）農林水産事務官　青木　庸三
（東北農政局次長）同　山本　景一
（中国四国農政局次長）同　今井　良伸
大臣官房付に配置換する（各通）
（農林水産技術会議事務局付）農林水産技官　川本　憲一
（大臣官房付）農林水産事務官　青木　庸三
（同）同　山本　景一
（同）同　今井　良伸
辞職を承認する（各通）（以上十二月十六日）
（農村振興局総務課長）農林水産事務官　鳩山　正仁
東北農政局次長に配置換する
（大臣官房経理課長）同　山下　容弘
東海農政局次長に配置換する
独立行政法人農畜産業振興機構総括調整役　志田　孝一
農林水産事務官（近畿農政局次長）に採用する　石田　寿
同
農林水産事務官（中国四国農政局次長）に採用する
（近畿農政局次長）農林水産事務官　長谷川博章
大臣官房経理課長に配置換する
（食料産業局産業連携課長）同　大角　亨
食料産業局総務課長に配置換する
（食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室長）同　佐竹　健次
食料産業局産業連携課長に昇任させる
（大臣官房政策課調査官）同　小島　吉量
経営局金融調整課長に昇任させる
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　川合　靖洋
農林水産事務官（農村振興局総務課長）に転任させる
（内閣府大臣官房参事官（政府広報室））内閣府事務官　平野　統三
農林水産事務官（農林水産技術会議事務局研究開発官）に転任させる
独立行政法人森林総合研究所理事　宮本　敏久
農林水産事務官（大臣官房政策課政策情報分析官）に採用する
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構総合企画調整部研究管理役　横田　敏恭
農林水産技官（消費・安全局付）に採用する
（食料産業局総務課長）農林水産事務官　大内　秀彦
食料産業局付に配置換する
（経営局金融調整課長）同　村井　正親
内閣官房に出向させる
（大臣官房政策課政策情報分析官）農林水産技官　澤田　清
辞職を承認する（以上十二月十七日）